

箇所」を「一件」に改め、同表第二十九号(三)中「営業所の数」を「許可件数」に、「二箇所」を「一件」に改め、同表第二十九号の三を同表第二十九号の四とし、同表第二十九号の二の次に次のように加える。

<p>二十九の三 放射性同位元素装備機器等に係る登録認証機関、登録検査機関若しくは登録定期確認機関の登録、放射性同位元素等に係る登録運搬方法確認機関、登録運搬物確認機関若しくは登録埋設確認機関の登録又は放射線取扱主任者に係る登録試験機関、登録資格講習機関若しくは登録定期講習機関の登録</p>		
<p>(一) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年法律第六十七号)第十二条の二第一項(登録認証機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)</p>	登録件数	一件につき九万円
<p>(二) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第十二条の八第一項(登録検査機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)</p>	登録件数	一件につき九万円
<p>(三) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第十二条</p>	登録件数	一件につき九

<p>の十（登録定期確認機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p>	<p>万円</p>
<p>(四) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第十八条第二項（登録運搬方法確認機関の登録）の登録運搬方法確認機関に係る登録（更新の登録を除く。）</p>	<p>登録件数 一件につき九万円</p>
<p>(五) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第十八条第二項の登録運搬物確認機関に係る登録（更新の登録を除く。）</p>	<p>登録件数 一件につき九万円</p>
<p>(六) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第十九条の二第二項（登録埋設確認機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p>	<p>登録件数 一件につき九万円</p>
<p>(七) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第三十五条第二項（登録試験機関の登録）の登録試験機関に係る登録（更新の登録を除く。）</p>	<p>登録件数 一件につき九万円</p>
<p>(八) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第三十五</p>	<p>登録件数 一件につき九</p>

<p>条第二項の登録資格講習機関に係る登録（更新の登録を除く。）</p> <p>(九) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第三十六条の二第一項（登録定期講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p>	<p>登録件数</p>	<p>万円</p> <p>一件につき九万円</p>
--	-------------	---------------------------

別表第一第二十九号の四の次に次のように加える。

<p>二十九の五 登録水質検査機関又は登録簡易専用水道検査機関の登録</p> <p>(一) 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第二十条第三項（登録水質検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p> <p>(二) 水道法第三十四条の二第二項（登録簡易専用水道検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p>	<p>登録件数</p> <p>登録件数</p>	<p>一件につき九万円</p> <p>一件につき九万円</p>
<p>二十九の六 食品等の製品検査に係る登録検査機関の登録又は食品衛生管理者に係る養成施設若しくは講習会の登録</p> <p>(一) 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第九項</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき十</p>

<p>(登録検査機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)</p> <p>(二) 食品衛生法第四十八条第六項第三号(養成施設の登録)の登録</p> <p>(三) 食品衛生法第四十八条第六項第四号の登録</p>	<p>登録件数</p>	<p>五万円 一件につき十 五万円 一件につき九 万円</p>
<p>二十九の七 食鳥処理衛生管理者に係る養成施設又は講習会の登録</p> <p>(一) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)第十二条第五項第三号(養成施設の登録)の登録</p> <p>(二) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十二条第五項第四号の登録</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき十 五万円 一件につき九 万円</p>
<p>二十九の八 販売に供する食品の特別用途表示に係る登録試験機関の登録</p> <p>健康増進法(平成十四年法律第百三号)第二十六条第三項(登録試験機関の登録)の登録(更新の登録を除く。)</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき十 五万円</p>

二十九の九 精神保健指定医に係る登録研修機関の登録	登録件数	一件につき九
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百一十三号）第十八条第一項第四号（登録研修機関の登録）又は第十九条第一項（登録研修機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	万円
二十九の十 指定管理医療機器等に係る登録認証機関の登録 薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第二十三条の二第一項（登録認証機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
二十九の十一 建築物環境衛生管理技術者免状に係る登録講習機関の登録 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第七条第一項第一号（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
二十九の十二 高压室内作業等に係る登録教習機関の登録又は機械等に係る登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検定機関若しくは登録型式検定機関の登録		

<p>(一) 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十四条（登録教習機関の登録）、第六十一条第一項（登録教習機関の登録）又は第七十五条第三項（登録教習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p>	登録件数	一件につき九万円
<p>(二) 労働安全衛生法第三十八条第一項（登録製造時等検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p>	登録件数	一件につき九万円
<p>(三) 労働安全衛生法第四十一条第二項（登録性能検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p>	登録件数	一件につき九万円
<p>(四) 労働安全衛生法第四十四条第一項（登録個別検定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p>	登録件数	一件につき九万円
<p>(五) 労働安全衛生法第四十四条の二第一項（登録型式検定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p>	登録件数	一件につき九万円

二十九の十三 作業環境測定士に係る登録講習機関の登録又は作業環境測定機関の登録

<p>(一) 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第五条（登録講習機関の登録）又は第四十四条第一項（登録講習機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p> <p>(二) 作業環境測定法第三十三条第一項（作業環境測定機関）の作業環境測定機関の登録</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき九万円</p>
--	-------------	-----------------

別表第一第三十号の次に次のように加える。

<p>三十の二 農産物検査に係る登録検査機関の登録</p>		
<p>(一) 農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号）第二条第五項（登録検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p> <p>(二) 農産物検査法第十九条第一項（変更登録）の変更登録（同法第十七条第四項第四号（登録事項）の登録の区分の増加に係るものに限る。）</p> <p>(三) 農産物検査法第十九条第一項の変更登録（同法第十七条第四項第</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき十五万円</p>

三号の農産物の種類又は同項第五号の区域の増加に係るものに限る。）

万円

三十の三 規格設定飼料の規格適合表示に係る登録検定機関の登録

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十七条第一項（登録検定機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）

登録件数

一件につき九万円

別表第一第三十一号を次のように改める。

三十一 株式会社商品取引所の許可、組織変更の認可又は第一種特定商品市場類似施設若しくは第二種特定商品市場類似施設の開設の許可

(一) 商品取引所法（昭和二十五年法律第二百二十九号）第七十八条

許可件数

一件につき十

（株式会社商品取引所の許可）の株式会社商品取引所の許可

五万円

(二) 商品取引所法第三百二十二条第一項（組織変更の認可）の組織変更

認可件数

一件につき十

の認可

五万円

(三) 商品取引所法第三百三十二条第一項（第一種特定商品市場類似施設の開設の許可）の第一種特定商品市場類似施設の開設の許可	許可件数	一件につき十 五万円
(四) 商品取引所法第三百四十二条第一項（第二種特定商品市場類似施設の開設の許可）の第二種特定商品市場類似施設の開設の許可	許可件数	一件につき十 五万円

別表第一第三十一号の次に次のように加える。

三十一の二 商品取引受託業務若しくは商品取引債務引受業の許可又は委託者保護基金の登録		
(一) 商品取引所法第九十条第一項（商品取引受託業務の許可）の商品取引受託業務の許可（許可の更新を除く。）	許可件数	一件につき十 五万円
(二) 商品取引所法第六十七条（許可）の商品取引債務引受業の許可	許可件数	一件につき十 五万円
(三) 商品取引所法第二百九十三条（委託者保護業務の登録）の委託者保護基金の登録	登録件数	一件につき十 五万円

別表第一第三十二号の二を次のように改める。

三十三の二 揮発油販売業者の登録又は揮発油等に係る分析機関の登録

<p>(一) 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）第三条（登録）の揮発油販売業者の登録</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき三万円</p>
<p>(二) 揮発油等の品質の確保等に関する法律第十六条の二第一項（揮発油販売業者に係る分析機関の登録）、第十七条の三第二項（揮発油生産業者に係る分析機関の登録）（同法第十七条の八第一項（軽油生産業者に係る分析機関の登録）、第十七条の十第一項（灯油生産業者に係る分析機関の登録）又は第十七条の十二第一項（重油生産業者に係る分析機関の登録）において準用する場合を含む。）又は第十七条の四第三項（揮発油輸入業者等に係る分析機関の登録）（同法第十七条の八第二項若しくは第三項、第十七条の十第二項若しくは第三項又は第十七条の十二第二項若しくは第三項において準用する場合を含む。）の登録（更新の登録を除く。）</p>	<p>登録件数</p>	<p>万円</p>

別表第一第三十三号の二の次に次のように加える。

三十三の三 特定液化石油ガス器具等に係る検査機関の登録

<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第四十七条第一項（検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。以下この号において単に「登録」という。）</p>	<p>申請件数</p>	<p>一件につき九万円（既に登録を受けている者については、一万五千円）</p>
---	-------------	---

別表第一第三十四号中「又はガス」を「ガス」に改め、「若しくは供給地点の変更の許可」の下に「又は登録ガス工作物検査機関の登録若しくは特定ガス用品に係る検査機関の登録」を加え、同号に次のように加える。

<p>(三) ガス事業法第三十六条の二の二第一項（登録ガス工作物検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき九万円</p>
--	-------------	-----------------

(四) ガス事業法第三十九条の十一第一項（検査機関の登録）の登録
 （更新の登録を除く。）

申請件数

一件につき九
 万円（既に四
 に掲げる登録
 を受けている
 者について
 は、一万五千
 円）

別表第一第三十四号の三を次のように改める。

三十四の三 特定電気事業の許可若しくは電気の供給地点の変更の許可又は電気工作物に係る登録
 安全管理審査機関若しくは登録調査機関の登録

<p>(一) 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第五号 （定義）に規定する特定電気事業に係る同法第三条第一項（事業の 許可）の許可又は同法第八条第一項（供給区域等の変更）の供給地</p>	<p>許可件数</p>	<p>一件につき一 万五千円</p>
---	-------------	---------------------------------

<p>点の変更の許可（供給地点の増加に係るものに限る。）</p> <p>(二) 電気事業法第五十条の二第三項（登録安全管理審査機関の登録）、第五十二条第三項（登録安全管理審査機関の登録）又は第十五条第四項（登録安全管理審査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p> <p>(三) 電気事業法第五十七条の二第一項（登録調査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき九万円</p>
---	-------------	-----------------

別表第一第三十四号の三の次に次のように加える。

<p>三十四の四 特定電気用品に係る検査機関の登録</p> <p>電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第九条第一項（検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。以下この号において単に「登録」という。）</p>	<p>申請件数</p>	<p>一件につき九万円（既に登録を受けている者について</p>
---	-------------	---------------------------------

		は、一万五千円)
<p>三十四の五 特別特定製品に係る検査機関の登録</p> <p>消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第十二条第一項（検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。以下この号において単に「登録」という。）</p>	申請件数	一件につき九万円（既に登録を受けている者については、一万五千円）
<p>三十四の六 日本工業規格への適合の表示に係る登録認証機関の登録又は製品試験に係る試験事業者若しくは外国試験事業者の登録</p> <p>(一) 工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十九条第一項若しくは第二項（登録認証機関の登録）、第二十条第一項（登録認</p>	申請件数	一件につき九万円（既に(一)

証機関の登録) 又は第二十三条第一項から第三項まで (登録認証機
関の登録) の登録 (更新の登録を除く。)

(二) 工業標準化法第五十七条第一項 (試験事業者の試験所の登録) の
試験事業者の登録 (更新の登録を除く。)

(三) 工業標準化法第六十五条第一項 (外国試験事業者の試験所の登

申請件数	一件につき九 円)
申請件数	に掲げる登録 を受けている 者について は、一万五千 円) 一件につき九 万円 (既に二 に掲げる登録 を受けている 者について は、一万五千 円)

録)の外国試験事業者の登録(更新の登録を除く。)

万円(既に(三)に掲げる登録を受けている者について
は、一万五千円)

三十四の七 計量器の校正等に係る事業者の登録

計量法(平成四年法律第五十一号)第百四十三条第一項(登録)の計量器の校正等に係る事業者の登録(更新の登録を除く。以下この号において単に「登録」という。)

申請件数

一件につき九万円(既に登録を受けている者については、一万五千円)

<p>三十四の八 回路配置利用権の設定登録等事務に係る登録機関の登録 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第二十八条第一項（登録機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき九万円</p>
<p>三十四の九 工業所有権に関する手続に係る登録情報処理機関、登録調査機関又は特定登録調査機関の登録</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき九万円</p>
<p>(一) 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第九条第一項（登録情報処理機関の登録）の登録（更新の登録を除く。） (二) 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三十六条第一項（登録調査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。） (三) 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三十九条の二（特定登録調査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p>	<p>登録件数</p>	<p>一件につき九万円</p>

別表第一第三十五号(一)中「路線の数」を「許可件数」に、「一路線」を「一件」に、「当該路線が無軌条のもの」を「(一)に掲げる許可が無軌条の路線に係るもの」に改め、同号(三)中「路線の数」を「特許件数」に、「一路線」を「一件」に、「当該路線が無軌条のもの」を「(三)に掲げる特許が無軌条の路線に係るもの」に改め、同表第四十号(一)及び(二)中「港湾の数」を「許可件数」に、「一港湾」を「一件」に改め、同号(三)中「及び港湾の数」及び「一港湾」を削り、同表第四十一号の前に次のように加える。

四十の三 船舶等に係る登録検査機関、登録検査確認機関、船級協会又は登録検査機関の登録

(一) 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項（登録検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(二) 船舶安全法第六条ノ五（登録検査確認機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(三) 船舶安全法第八条（船級協会の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(四) 船舶安全法第二十八条第五項（登録検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円

新の登録を除く。）

(五) 船舶安全法第二十九条ノ三第二項（証書の発給を行う船級協会の登録）の登録（更新の登録を除く。）

登録件数	万円
一件につき九	万円

四十の四 船舶職員に係る海技免許講習、海技免状更新講習若しくは登録船舶職員養成施設の登録若しくは小型船舶操縦者に係る登録小型船舶教習所若しくは操縦免許証更新講習の登録又は船舶職員に係る電子通信移行講習の登録

(一) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第四条第二項（海技免許講習の登録）の登録（更新の登録を除く。）

登録件数	一件につき九万円
------	----------

(二) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第七条の二第三項第三号（海技免状更新講習の登録）の登録（更新の登録を除く。）

登録件数	一件につき九万円
------	----------

(三) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第十三条の二第二項（登録船舶職員養成施設の登録）の登録（更新の登録を除く。）

登録件数	一件につき九万円
------	----------

(四) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の十第一項（登録小型

登録件数	一件につき九
------	--------

<p>船舶教習所の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p>		万円
<p>(五) 船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の十一（操縦免許証更新講習の登録）において準用する同法第七条の二第三項第三号の登録（更新の登録を除く。）</p>	登録件数	一件につき九万円
<p>(六) 船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律（平成三年法律第七十五号）附則第三条（電子通信移行講習の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p>	登録件数	一件につき九万円
<p>四十の五 海洋汚染等の防止に係る登録確認機関、船級協会又は登録検定機関の登録</p> <p>(一) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第九条の二第四項（登録確認機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p> <p>(二) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第一項（船級協会の登録）の登録（更新の登録を除く。）</p>	登録件数	一件につき九万円